

放置車両確認事務委託契約について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、放置車両の確認事務を委託しました。

放置車両の確認事務を委託している法人は、次のとおりです。

委託警察署	契約法人名	主たる事務所の所在地
四日市南 警察署	三重総合警備保障株式会社	三重県四日市市鶉の森二丁目 6 番 3 号
津・松阪 警察署	三重総合警備保障株式会社	三重県四日市市鶉の森二丁目 6 番 3 号

委託契約期間：令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

【お問い合わせ先】

三重県警察本部 交通指導課 放置駐車対策係

電話 (059) 222-0110 (内線 5141)